

健生発0928第2号
令和8年9月28日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長
一般社団法人中部日本臓器提供支援協会理事長
公益財団法人日本アイバンク協会理事長
各 眼 球 あ つ せ ん 機 関 の 長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

臓器のあっせんに伴う「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」の一部改正について

欧州等滞在歴を有する者からの臓器の提供については、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に係る献血制限を踏まえ、「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」（平成9年10月16日付健医発第1371号別添1別紙）のとおり制限を設けています。

今般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付医薬発0115第3号）及び「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止の実施について」（令和8年9月15日付医薬血発0915第1号）並びに第78回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（令和8年4月15日）における議論を踏まえ、「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」を別紙新旧対照表のとおり改正いたしますので、必要な措置を講じ、遵守されるようお願いいたします。なお、本通知は令和8年10月1日から適用いたします。

また、別添として、改正後の全文も併せて送付いたしますので、御活用ください。